

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周防大島町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

周防大島町長

## 公表日

令和7年7月3日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び周防大島町国民健康保険条例に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>① 国民健康保険の被保険者の資格管理。(被保険者の資格得喪・変更等、資格確認書、限度額適用認定証、高齢受給者証等の交付)</p> <p>② 国民健康保険の保険給付の支給。(レセプトの管理、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給等)</p> <p>③ 国民健康保険の保健事業の実施。(特定健診、特定保健指導の実施等)</p> <p>④ 法令等に規定された業務及び機関に対する医療保険給付関係情報の提供及び移転。</p> <p>⑤ オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号等の取得(以下「オンライン資格確認」という。)</p> <p>国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <p>①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システム(基本セット内)</li> <li>・宛名管理システム(基本セット内)</li> <li>・団体内統合宛名システム(基本セット内)</li> <li>・EUCシステム(基本セット内)</li> <li>・統合収納管理システム(基本セット内)</li> <li>・統合滞納管理システム(基本セット内)</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等</li> <li>・統合宛名管理システム(基本セット内)</li> </ul>
<h2>2. 特定個人情報ファイル名</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険関係ファイル</li> <li>・統合収納関係ファイル</li> <li>・統合滞納関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> </ul>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表24及び44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div> [ 実施する ]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,70,83,87,111,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69,70,71の項 【オンライン資格確認】 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周防大島町 健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策企画課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話0820-74-1007
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康増進課医療保険班 〒742-2803 山口県大島郡周防大島町大字土居1325番地1 電話0820-73-5502
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>・宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。</li> <li>・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。</li> <li>・国保連合会からの入手における措置：入手元を国保連合会の国保総合システムに限定し、関連性や妥当性のチェックを行っている。</li> <li>・国保総合PCでは個人番号を表示せず、誤った対象者に関する情報の入手を防止している。</li> </ul> <p>② 必要な情報以外を入手することを防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。</li> <li>・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。</li> <li>・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外複数人による二重チェックを実施している。</li> <li>・国保連合会からの入手における措置：入手元を国保連合会の国保総合システムに限定し、指定されたインタフェースによって配信されるデータのみを入手している。</li> </ul> <p>③ 不正な使用を防止する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。</li> <li>・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。</li> <li>・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</li> <li>・国保連合会からの入手における措置：専用線を用いて、指定されたインタフェースでしか入手できないようシステムで制御している。</li> </ul> <p>④ 特定個人情報の使用に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。</li> <li>・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。</li> <li>・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。</li> </ul> <p>⑤ ユーザ認証の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。</li> <li>・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。</li> <li>・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。</li> </ul>	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査
		[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
-------------------------	--

<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
---------------------	--

<p>判断の根拠</p>	<p>■周防大島町における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。また、共有フォルダ等へのアクセス権限も整理し、適切な運用を行っている。</li> <li>・サーバーのある電算室は電子施錠されており、許可された者のみ入室できるようになっており、物理的に特定個人情報へのアクセスができないよう運営している。</li> </ul> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</li> <li>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> </ul> <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</li> <li>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</li> <li>・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</li> </ul>
--------------	--